

泊発電所 2号炉 高経年化技術評価

保安規定変更内容における設置許可との整合性について

令和2年10月29日

北海道電力株式会社

目次

1. はじめに	1
2. 設置許可との整合性の確認手順	1
3. 確認結果	1

<別紙>

- ・別紙①

泊発電所2号炉 高経年化技術評価 設置許可記載有無／保安規定変更有無等の整理

- ・別紙②

泊発電所2号炉 高経年化技術評価 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

1. はじめに

本資料は、泊発電所2号炉の高経年化技術評価に係る保安規定変更認可申請に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24に規定された設置許可との整合性についての確認結果をまとめたものである。

2. 設置許可との整合性の確認手順

設置許可との整合性は、以下の手順により確認した。

- ① 今回の申請による保安規定条文の変更有無、設置許可の記載有無を整理
今回の申請を踏まえ、「変更後の保安規定目次」、「設置許可記載有無」、「設置許可との整合性」について表形式により整理する。
- ② 保安規定の内容に係る変更の場合※は、整合性確認資料を作成
上記①で作成した整理表の「設置許可との整合性」に係る詳細な内容として、「変更後の保安規定条文」、「設置許可記載」、「設置許可との整合性説明」を整理する。

※ 条文番号の変更や用語の置き換えといった軽微な変更は対象外

3. 確認結果

泊発電所2号炉の高経年化技術評価に係る保安規定変更認可申請に関して、前項の確認手順に基づき別紙①および別紙②を作成し、変更後の保安規定条文が設置許可と整合していることを確認した。

泊発電所2号炉 高経年化技術評価 設置許可記載有無／保安規定変更有無等の整理

変更後の保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有 -：無)	保安規定変更有無 (○：有 -：無)	設置許可との整合性
第118条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	○	○	泊発電所2号炉の高経年化技術評価実施に伴う各規定に対する対象号炉の変更 添付書類八(13.7 保守管理)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
添付4 長期施設管理方針	○	○	泊発電所2号炉の高経年化技術評価実施に伴う長期施設管理方針の追加 添付書類八(13.7 保守管理)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

泊発電所2号炉 高経年化技術評価 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認（1／2）

変更後の保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針）</p> <p>第118条の6 組織は、1号炉および2号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物^{※1}（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※2}</p> <p>2 組織は、3号炉に関し、機器および構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 組織は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4 組織は、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5 1号炉および2号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>添付書類八 13.7 保守管理</p> <p>「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209）」に基づき、保守管理計画を定め、原子炉施設を構成する構築物、系統及び機器について、品質保証計画による保守管理の重要度分類を行い、この重要度に応じて保守管理を行う。</p> <p>原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対象構築物、系統及び機器を定め、適切な保全計画、結果の確認及び評価等を適切に行う。また、保守管理の定期的な評価の記録を保存する。</p>	<p>添付書類八（13.7 保守管理）に記載があり、保安規定記載はこれに整合する。</p>

赤字：現行保安規定からの変更箇所

泊発電所2号炉 高経年化技術評価 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認 (2/2)

変更後の保安規定条文	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p style="text-align: center;">添付4 長期施設管理方針</p> <p style="text-align: center;">(第118条の6関連)</p> <p>(1) 1号炉 長期施設管理方針 (始期：平成31年6月22日、適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし^{※1}</p> <p>※1：冷温停止状態^{※2}が維持されることを前提とした評価による。 ※2：モード1、2、3および4以外</p> <p>(2) <u>2号炉 長期施設管理方針 (始期：令和3年4月12日、適用期間：10年間)</u> <u>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし^{※3}</u></p> <p><u>※3：冷温停止状態^{※4}が維持されることを前提とした評価による。</u> <u>※4：モード1、2、3および4以外</u></p>	<p>添付書類八 13.7 保守管理 「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209)」に基づき、保守管理計画を定め、原子炉施設を構成する構築物、系統及び機器について、品質保証計画による保守管理の重要度分類を行い、この重要度に応じて保守管理を行う。</p> <p>原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対象構築物、系統及び機器を定め、適切な保全計画、結果の確認及び評価等を適切に行う。また、保守管理の定期的な評価の記録を保存する。</p>	<p>添付書類八 (13.7 保守管理) に記載があり、保安規定記載はこれに整合する。</p>

赤字：現行保安規定からの変更箇所